Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor
核兵器・核実験モニター
427-8
13/7/15
毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可
軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして
¥200

発行■NPO法人ピースデポ
223-0062　横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F
Tel 045-563-5101　Fax 045-563-9907　e-mail:office@peacedepot.org　URL：http:/www.peacedepot.org
主筆■梅林宏道　編集長■田巻一彦　郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座■横浜銀行　日吉支店　普通　1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

オバマ
ベルリン演説

配備核弾頭の新削減目標を提案
―「核使用指針」は、依然抑止力信奉

残るオバマの任期、市民社会が問われる

6月19日、オバマ大統領はベルリンで演説、配備戦略核兵器は1000発程度まで削減可能であるとして、ロシアとの交渉に意欲を表明した。この目標は09年プラハ演説と市民の期待に照らせばきわめて不満足な内容だ。しかも、新目標の裏付けである「核兵器使用指針」を濃厚に支配しているのは軍、核戦略実務者の冷戦期と変わらぬ核抑止力信奉、核兵器永続化の意志である。世界の市民は、この構造を見据え、早期の核兵器廃絶に向けて道義と政策の両面から創意を発揮しなければならない。とりわけ日本の市民にとっては、日本の「拡大抑止依存政策」を改めることが喫緊の課題である。

新目標「約1000発」と「核使用指針」

6月19日のベルリン演説から、核軍縮関連部分を抜粋して訳した(**3ページ資料1**)。大統領はここで、①新START条約(11年2月発効)が目標とする配備戦略核兵器数を、さらに3分の1削減するためにロシアとの交渉を追求し、②欧州戦術核の大幅削減のために協働することを明らかにした。また大統領は、2016年の核保安サミット開催受け入れ、包括的核実験禁止条約(CTBT)批准への国内的支持獲得、兵器用核分裂性物質の生産中止交渉の開始、への意欲を示した。

①及び②は、同日発表された大統領の「核使用戦略」と、それを要約したファクトシート[1]から導かれたものである。「核使用戦略」を詳しく説明した**「合衆国の核使用戦略に関する報告」**(国防長官が大統領に代わって提出、以下「報告書」)の抜粋訳を**3ページの資料2**に示す。

新しい削減目標は、事前にリークされたとおりのものであった[2]。これは、09年4月のプラハ演説[3]で示された「核兵器のない世界をめざす」というオバマ政権の初心と、それによって惹起された世界の市民の期待を大きく裏切るものと言わざるを得ない。

新STARTは、条約が失効する18年時点における配備核弾頭を1550発とすることを目標にしている。今回大統領が示した「さらに3分の1」の削減が実現されたとしても、1000～1100の配備戦略核弾頭が残される。これは、10年4月の「核態勢見直し」(以下「2010NPR」)の内容をオバマ政権が実行に移すために11年に開始された、「NPR実施研究」と呼ばれる政権内部の作業に関連して予想された3つの選択肢(約1000～1100発、約700～800発、約300～400発)の中で最も高い水準である。これが、大統領の意欲と

今号の内容

オバマ核指針で問われる市民
―新核削減目標と核使用戦略
<資料>ベルリン演説(抜粋訳)
「核使用」議会報告(抜粋訳)
イラン政権交代と核問題の行方
武器貿易条約(ATT)採択
―実効性確保に多くの課題
<資料>武器貿易条約(抜粋訳)

【資料1】オバマ大統領のベルリン演説（抜粋訳）13年6月19日
www.whitehouse.gov/

（前略）我々は、もはや世界的な絶滅の危機の中にはいないと言えるかもしれない。**しかし、核兵器が存在する限り我々は真に安全ではない。**我々はテロリストのネットワークに打撃を与えることはできる。だが、過激主義に火をつけるような不安定や不寛容さに配慮を怠るならば、結局は我々自身の自由が脅かされるだろう。我々は、世界の羨望の的となるような生活水準を享受することができよう。しかし、もし数百万の人々が空腹の苦痛や失業の悲しみに耐えているとするならば、私たちの繁栄は真のものとは言えない。（略）

正義を伴う平和は、核兵器の無い世界の安全保障を追求することを意味する－それが遠い夢であろうと。したがって、私は大統領として、核兵器の拡散を止めるための努力を強め、米国の保有核兵器の数と役割を減らしてきた。新START条約によって、我々は米国とロシアの配備核弾頭を、1950年代以来最低の水準まで削減する道を歩んでいる。

しかし、やらねばならいことはもっとある。そこで**今日、私は、追加的な前進措置を明らかにする。**包括的な見直しの結果、私は我々の**配備戦略核兵器を最大3分の1削減したとしても、米国と同盟国の安全保障を確かにし、強力かつ信頼性のある戦略的抑止を維持することが可能だと結論づけた。**そして私は、冷戦時代の核態勢を乗り越えるために、ロシアとの交渉による削減を追求するつもりである。

同時に、我々は、ヨーロッパにおける米国とロシアの戦術核兵器の大胆な削減を追求するためにNATO同盟国とともに努力するであろう。さらに我々は、原子力の平和利用のための新しい国際枠組みを創出し、北朝鮮とイランが追求していると思われる核兵器開発を阻止することができる。

米国は、世界中の核物質の保安に向けた努力を継続するために、2016年首脳会議の開催国になるとともに、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准に対する米国内の支持を獲得するために努力し、すべての国家に対して核兵器に使用可能な核分裂性物質の生産を中止する条約の交渉開始を求める。**これらが、正義を伴う平和な世界を創出するために、我々がとりうる諸措置である。**（後略）

（訳：ピースデポ。強調は編集部）

軍、国防総省など安保関係者を牛耳る実務者および産軍複合体の利害関係者の「綱引き」の到達点だという現実は、直視せねばならないだろう。

大統領は、新削減目標に関する「ロシアとの交渉を追求する」としているが、交渉の方法については言及していない。新START承認で直面したような議会保守派による強い抵抗を考慮すれば、議会承認を要する新条約交渉よりもむしろ、ロシアとの合意の上で、互いに調整された「一方的削減」を進めるのが現実的と思われる。

新しい「核使用指針」

核兵器数を決定するためには、それらの「使用戦略」あるいは「指針」がまず定められなければならない。報告書は2010年NPRの「追加（フォローオン）分析」（前記「NPR実施研究」に相当する）を行った結果、核使用指針の基礎となる核政策の主要目標を、2010NPRが示した、1）核拡散とテロリズムの防止、2）安全保障戦略における核兵器の役割の縮小を含む5項目であると再確認した上で、新たに6つ目の目標として「抑止が破綻した場合に合衆国と同盟国の目標を達成する」ことを加えた。さらに、報告書は、核の基本的役割が「合衆国、同盟国並びにパートナーに対する核攻撃を抑止する」こと等とした2010NPRを基礎としつつ、「可能な限り少数の核兵器によって信頼性ある抑止力を維持する」ために、「核使用計画指針」に含まれる以下の原則を挙げている。（Ⅲ.核使用戦略の修正、「核使用指針」）

●「対戦力」能力を継続

潜在的敵国に対する有意な「対戦力」（核兵器の主たるターゲットを、核を含む戦力配備拠点に置く：筆者注）能力を維持する。一方、報告書は「対価値」（大都市や産業施設をターゲットとする：同）と、「最小限抑止」（核攻撃を抑止するのに必要な最小限の報復力を保持する：同）という二つの考え方には「依らない」と述べている。

●「唯一の目的」は将来の努力目標に

核攻撃の抑止を核兵器の唯一の目的とする「唯一の目的」政策は2010NPRと同様、「時間をかけて努力する目標」とされた。新使用指針は、この目標のために、核兵器の役割縮小のための具体的措置の検討を国防総省に指示している。「具体的措置」の中には、「非核攻撃オプション」の検討が含まれる。

●「攻撃下発射」（LUA）の役割縮小

新使用指針は、「攻撃下発射」（核攻撃を受けている状況下での核発射能力：筆者注）の役割を、「命じられればそれを実行する能力を維持」しつつ「縮小するためのオプション」を検討するよう指示した。

これらの原則がどのように配備核兵器数の削減につながるのかについては、報告書は明らかにしていない。

「三本柱」と非配備備蓄核弾頭を維持

報告書は、「Ⅳ.合衆国の核態勢及び備蓄核兵器への影響」の＜核戦力態勢＞の節で、戦略核の三本柱を維持すること、欧州の非戦略核兵器の前進配備をNATOが見直しに合意するまで継続すること、を明らかにすると同時に、「（新START履行後の）核戦力の水準は、合衆国が国家安全保障の目標を充足するために必要とされる水準よりも多い。新使用指針は、より効果的で効率的な核戦力計画に帰結するであろう」と述べた。これが「ベルリン演説」の基礎となる認識である。

その一方で報告書が強調するのが、2010NPR

以前から続いている「備蓄核兵器維持管理」政策を継続するという方針である。とりわけ、核兵器の技術的欠陥や地政学的状況変化というリスクに即応するための非配備備蓄核弾頭を、「戦力予備（ヘッジ）」として保持し続けることの重要性が強調されている。

非配備備蓄核兵器の数は公開されていないが、2500発前後とのNGOの推定がある[4]。このうちどれ程が報告書の言う「戦力予備」に該当するかについては今後の分析が必要だ。重要なことは、米国が配備核兵器に匹敵する数の核弾頭を、必要に応じて配備可能な状態で、改良、改修を行いながら備蓄し続けるということだ。この政策自体は新しいものではないが、新しい削減目標を設定するのと同時に改めて強調された形だ。備蓄核兵器関連予算の増額は、新START承認時にオバマ政権が呑まざるを得なかった交換条件の一つであり、予算は増加を続けている[5]。

核兵器のない世界に近づくために

今後、新使用指針が実務者たちによる検討を経て、実行されるまでには、しばらく時間がかかるであろう。オバマ大統領はその間に、ロシアとの交渉を通じて、新しい削減目標の実現の道筋をつけなければならない。現在のところロシアが交渉に前向きであることを示す報道はない。

大統領はベルリンで、核兵器のない世界に向けた努力の意義を「正義を伴う平和」という文脈の中で表明した。この言葉に照らす時、新しい核削減提案は不十分で、少なからぬ矛盾を抱えていることは本稿で述べたとおりだ。核兵器が抑止の兵器ではなく、ゼロにするべき兵器になるためには、5核兵器国が削減交渉のテーブルにつくことが必要である。そのテーブルができて初めて、核兵器はゼロになる兵器へと質的転換をとげることになるだろう。そのためには、米ロの配備核戦力が少なくとも500発の水準まで削減される必要がある。

世界の市民は、オバマに残された任期を念頭に、削減のプロセスを加速し、より高い到達地点に進むための構想と提案を絶えず発信してゆく必要がある。本誌が再三強調しているように、日本の市民にとっての具体的課題は、被爆国としての道義的立場と安全保障論の両面から政府の核抑止依存政策を転換させることである。（田巻一彦、梅林宏道）Ⓜ

注
1 ファクトシート「合衆国の核兵器使用戦略」。www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/06/19/fact-sheet-nuclear-weapons-employment-strategy-united-states
2 「オバマ政権、核兵器の新たな削減に取り組む」。ジェフリー・スミス（パブリック・インテグリティ・センター、CPI）。本誌419−20号（13年3月15日）。
3 ピースデポ・イアブック「核軍縮・平和」12年版・基礎資料1−9（243ページ）に抜粋訳。www.fas.org/pubs/_docs/OccasionalPaper7.pdf
4 ピースデポ・イアブック「核軍縮・平和」12年版・データシート4「地球上の核弾頭全データ」（119ページ）。
5 本誌323−4号（13年5月15日）。

【資料】 合衆国の核使用戦略に関する報告（抜粋訳）

2013年6月19日※

www.defense.gov/pubs/ReporttoCongressonUSNuclearEmploymentStrategy_Section491.pdf

Ⅰ. 目的

合衆国法典第10章491節に従い、国防長官は大統領に代わり、合衆国の核使用戦略に関する本報告書を提出する。491節は次のように定めている：

大統領は、大統領が合衆国の核使用戦略を、その時点において有効な戦略に置き換わるものとして履行する遅くとも60日前までに、下記事項に関する報告書を議会に提出しなければならない：

(1) 合衆国の核使用戦略、計画及び選択肢の修正に関する記述。

(2) これら修正が合衆国の核態勢に及ぼす影響。

(3) これら変更が合衆国の諸戦略軍の柔軟性及び抗堪（こうたん）性、並びに、核抑止、拡大抑止、安全保証及び防衛に関する合衆国の諸目標を支援する能力に及ぼす影響。

(4) 上記修正がもたらす、合衆国の通常あるいは非核攻撃能力もしくはミサイル防衛への依存増大の程度。

本報告書は、大統領による新しい核使用指針の発表に伴い、その履行に先立って提出されることにより、第491節の要請に応えるものである。この新しい核使用戦略は、来年以降の国防総省の軍事指針及び諸計画の改訂によって履行されるであろう。

Ⅱ. 核態勢見直しの追加分析

2011年に、大統領は国防総省(DoD)に対して、他の省庁と協議して2010核態勢見直し（NPR）の綿密な追加分析を行うよう指示した。この分析の目的は、合衆国の核抑止の諸要件を現在及び想定されうる安全保障環境に合致させるべく詳細に見直すことにあった。

同分析の結果、核使用戦略の変更が、以下に示す合衆国の核兵器政策の主要な5目標を支援するための最善の策となりうるものと評価された：

1) 核拡散と核テロリズムを防止する。

2) 合衆国の安全保障戦略における核兵器の役割を縮小する。

3) 削減された核戦力によって戦略的抑止と安定を維持する。

4) 地域的抑止を強化し、同盟国及びパートナーに改めて安心を提供する。

5) 安全、安心で効果的な保有核兵器を引き続き保持する。

さらに同分析は、抑止が破綻した場合に、大統領に提供されるべきオプションを検討し、次の第6の目標を設定した：

6) 抑止が破綻した場合に合衆国及び同盟国の目標を達成する。

合衆国は、核兵器のない世界の平和

と安全を追求する。これは、長期間を要する目標であるが、我々が今、具体的な措置を講じつづけるべき至上命題である。同時に、我々は核兵器が存在する限り、地下核実験（UGT）に回帰することなく、核抑止の安全性と保安及び効率性を維持しなければならない。

改訂された大統領の核使用指針は、合衆国の核使用政策を今日の安全保障環境に合致させつつ、この目標に向かうための具体的措置である。（略）

Ⅲ. 核使用戦略の修正（略）

戦略的環境

核使用指針の定義における鍵となるのは、戦略的環境に関する明確な評価である。2010NPR が述べるように、冷戦終結後の世界の安全保障環境は劇的に変化した。世界的な核戦争の脅威は遠ざかったが、核攻撃のリスクは増大した。

今日のもっとも差し迫った極限的危険は、核テロリズムである。アルカイダを含む過激派同盟は核兵器を求めている。核兵器をひとたび入手すれば、彼らはそれを使用するだろう。

今日におけるもうひとつの差し迫った脅威は、とりわけイランと北朝鮮による核拡散である。合衆国はイランの核兵器入手に反対し、それを防ぐことを公約しており、北朝鮮の核関連活動の正統性を認めていない。合衆国は引き続き外交及び国際的制裁の強化並びに他の手段をとおして、イランと北朝鮮の双方に国際的義務違反に対する説明責任を求めるとともに、義務遵守に立ち戻らせることを追求してゆく。

核テロリズムと核不拡散という増大しつつある喫緊の脅威に対処しつつ、合衆国はロシア及び中国との戦略的安定性という慣れ親しんだ課題に対処しなければならない。 ロシアは現在、地上配備の大陸間弾道ミサイル（ICBMs）、弾道ミサイル潜水艦、戦略爆撃機に搭載された長距離巡航ミサイルという3 本柱から構成される戦略核戦力を配備している。これら戦力に加え、ロシアは膨大な非戦略核戦力を保有している。2 国間には見解の相違が生起し続けており、ロシアは核戦力の近代化を継続しているが、ロシアと合衆国はもはや敵ではなく、両国が軍事的対決に立ちいたる可能性は、著しく低下している。

同時に、ロシアは依然として米国と比肩される核兵器能力を持つ唯一の国である。2 国間の量的均衡の必要性はもはや冷戦時代のような絶対的要請ではないが、核能力における著しい不均衡が両国間ならびに合衆国の同盟国の間での懸念となる可能性がある。とりわけ核戦力が著しく削減されるにつれて、安定した長期的戦略関係が損なわれる可能性がある。したがって、我々は、我々がより低いレベルの核兵器へと移行する過程にロシアが加わることが重要であると考える。

合衆国は、ロシアとの戦略的安定性を追求しつづける。効果的な抑止態勢を維持するという目標に従い、ロシアの戦略的核抑止力を無力化し、あるいはロシアとの戦略的関係を不安定化することにが我々の意図では無いことを明示することによって、合衆国は戦略的安定性の改善を追求してゆく。ロシアが、合衆国及び同盟国に対して同様の措置をとれば、戦略的安定性は強化されるであろう。

合衆国は、中国が通常戦力の近代化を様々な側面において進めていることを懸念し、中国の保有核兵器の近代化と拡大を注視している。中国の核計画、とりわけ、その進行速度と範囲、さらにはそれらを牽引する戦略とドクトリンを巡る不透明性は、我々に中国の長期的な意図に関する疑問を抱かせている。

合衆国は、米中関係における戦略的安定性を維持するとの約束を堅持し、より安定、柔軟かつ透明な米中関係を築くための対話の開始を支持する。

核使用指針

大統領の新しい核使用指針は、合衆国を長きにわたって導いてきた抑止の基本原則に従うが、今日の戦略環境に合致するよう適切な変更を加えたものである。

指導原則

数十年にわたる慣行に従い、合衆国軍最高司令官たる大統領は、合衆国の核戦力の使用を命ずる唯一の権限を有している。大統領の指針は、合衆国の核戦力の役割を指導する諸原則を確立する。そこには以下が含まれる：

- 合衆国の核兵器の基本的役割は引き続き、合衆国、同盟国並びにパートナーに対する核攻撃を抑止することにある。
- 合衆国は、合衆国、同盟国並びにパートナーの死活的国益を防衛する極限的な状況においてのみ、核兵器の使用を考慮する。
- 合衆国は、合衆国、同盟国並びにパートナーを攻撃することの代償として受ける結果が、攻撃することによって得られる利益を著しく上回るであろうことを潜在的敵国に確信させうる、信頼性ある核抑止力を維持するであろう。
- 合衆国、同盟国並びにパートナーの現在及び将来の安全保障上の要求に従い、可能な限り少数の核兵器によって信頼性ある抑止を達成するのが、合衆国の政策である。

核使用計画指針

新戦略は、強力かつ信頼性ある抑止を維持することを明らかにするものであるが、同時に抑止が破綻するという可能性に備えなければならないことを明らかにする。抑止を支援し、抑止が破綻した場合に大統領が手にしうるオプションを提供するために、新使用戦略は、DoD に核使用計画を策定するよう指示する。

2010NPR に述べられたように、合衆国は、核不拡散条約（NPT）に加盟し、かつ不拡散義務を遵守している非核兵器国に対しては核兵器の使用も、使用の威嚇も行わない。我々の核計画を今日の安全保障環境に対する我々の評価に合致させるために、同指針は、DoD の計画策定が、21 世紀における抑止に求められる目標と任務を焦点化しなければならないことを指示する。

新指針は、合衆国が、潜在的敵国に対する有意な「対戦力」能力を維持することを求めている。新指針は「対価値」もしくは「最小限抑止」戦略には依らない。

新指針はすべての計画が武力紛争法の基本原則に合致しなければならないことを明らかにする。したがって、諸計画は、区別性、均衡性等の諸原則を採用し、民間人及び民間目標の殺傷と破壊を最小化することを追求するであろう。合衆国は意図的に民間人及び民間目標を標的とはしない。

核兵器の役割を縮小する

2010NPR は、合衆国が、核攻撃の抑止を合衆国の核兵器の「唯一の目的」とする政策を安全に採用しうる条件を整えることを、政府の目標に設定した。今日において同政策を採用することは出来ないが、新指針は時間をかけてその目標に向けて努力することを強調する。この目的で、新指針はDoD に対して、我々の国家安全保障戦略における核兵器の役割を縮小することに向けた具体的措置をとるよう指示している。

DoD は、どのような目的と効果が統合的な非核兵器攻撃オプションによって達成されうるのかを評価し、これら目的と効果を達成しうる可能な手段について提案するよう指示される。これらオプションは核兵器を代

替するものではないが、非核攻撃オプションに関する計画は、核兵器の役割を縮小することの中核をなす。

我々の軍事力を無力化するような突然の核攻撃の可能性が消滅しつつあるとの認識に立ち、新指針はDoDに、命じられればそれを実行する能力を保持しつつ、「攻撃下における発射」が果たす役割を縮小するためのさらなる合衆国の計画におけるオプションの検討するよう指示する。

合衆国の戦力予備(ヘッジ)核兵器(略)

Ⅳ. 合衆国の核態勢及び備蓄核兵器への影響

核戦力使用計画の指針を提供することに加えて、大統領の新指針は、配備戦力の態勢及び非配備の備蓄核兵器に関する指示を含んでいる。

核戦力態勢

合衆国の核の三本柱

新指針は、合衆国が大陸間弾道ミサイル（ICBMs)、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBMs)、核能力重爆撃機からなる核の三本柱を維持すると述べる。これら3本柱を継続することは、潜在する技術的問題もしくは脆弱性を回避し、合理的なコストで戦略的安定性を維持するための最善の策である。

これらの戦力は、ロシア及び中国との戦略的安定性を保ち、地域に潜在する敵を抑止し、合衆国の同盟国及びパートナーに安心を提供するような方法で、日々運用されなければならない。これには外洋標的設定が含まれる。これによって、合衆国の核兵器の偶発的もしくは無許可発射という極めて想定しがたい出来事が起こっても、兵器は外洋上に着弾するであろう。

非戦略核兵器

合衆国はまた、合衆国の同盟国とパートナーに対する拡大抑止を支援するために、重爆撃機及び両用航空機による核兵器の前進配備能力を維持するであろう。欧州においては、北大西洋条約機構（NATO)による2012年の「抑止防衛態勢見直し」に従い、NATOが同盟の核態勢の変更に適した状況であると合意するまで、前進配備態勢を維持しなければならない。

戦略戦力の水準

新START条約が完全に履行された時に我々が保持することになる核戦力の水準は、合衆国が国家安全保障の目標を充足するために必要とされる水準よりも多い。合衆国の新使用指針は、より効果的で効率的な核戦力計画に帰結するであろう。

我々の核戦力を包括的に見直した結果、大統領は、新START条約で設定された配備戦略核兵器をさらに最大3分の1削減したとしても、合衆国、同盟国及びパートナーの安全を確保し、強力かつ信頼性ある戦略的抑止を維持することが可能であると判断した。合衆国には、冷戦時の核態勢を乗り越えて前進するために、さらなる戦力削減をロシアと交渉する意思がある。(略)

合衆国の備蓄核兵器

冷戦終結以来、合衆国は保有核兵器における技術的問題発生、あるいは米国の配備核兵器の構成要件に関する計算方法を変更させるような国際環境の変化に対する戦力予備（ヘッジ）として、予備的な非配備核弾頭の備蓄を維持してきた。

NPR追加分析の一環として、国防総省とエネルギー省はこの戦力予備として必要とされる非配備核弾頭の数を決定するためのアプローチを検討した。両省は、最小限の核兵器の総数の下で、技術的もしくは地政学的リスクに対する強固な戦力予備を維持することを可能とする、ひとつのアプローチを開発した。このアプローチに基づき、新指針は次のように指示する：

- 合衆国は、いずれか一つのタイプの核兵器もしくは運搬手段に一時的に技術的欠陥が生じた時の戦力予備として、充分な数の非配備核兵器を維持するであろう。可能な場合には、合衆国は3本柱の一つの中で完結する互換可能な備蓄オプションを提供する。換言すれば、ある特定の弾頭に欠陥が生じた時に、同じ＜柱＞の中の他のタイプの核弾頭をアップロード（再搭載)する。備蓄核兵器の現状から同じ＜柱＞の中の戦力予備で対応することが不可能な時のために、合衆国は欠陥の生じた核弾頭を、他の＜柱＞に属する追加的な核弾頭によって代替する戦力予備を準備する。
- DoDは旧型の兵器を、寿命延長計画（LEP)を実施中の兵器の欠陥に対する戦力予備として、当該LEPが信頼を達成できるまでの間に限り、維持しなければならない。
- これら技術的リスクへの対処のために規模が定められた非配備戦力予備は、同時に、配備戦力の必要規模の見積もりを変更させるような地政学的状況変化に対応するための、追加的アップロード能力を合衆国に提供するであろう。

新指針は、多数の核弾頭からなる戦力予備から、即応性の高いインフラストラクチャーへと時間をかけて移行するという2010NPRの目標を再確認する。合衆国は、この転換を可能にするために、物的インフラの近代化への投資を開始したところである。しかし、このようなインフラが利用可能になるためには、今後10年もしくはそれ以上を要することから、非配備核弾頭を追加的に保持するという新指針の戦力予備アプローチは妥当な短期的方策である。

我々の核兵器事業体における研究は、地下核実験に回帰することなく、安全、安心でかつ効果的な備蓄核兵器を確保することに加え、戦力予備のための長期的アプローチの中核的構成要素である。合衆国は、核抑止力を維持するため、国立核研究所と支援施設複合体から構成される物的インフラ、及び専門的能力を有する優秀な労働力への投資を開始し、それを継続するであろう。核兵器が存在する限り、合衆国は、合衆国と同盟国及びパートナーの安全を保証するために、安全、安心でかつ効果的な保有核兵器を維持する努力を続けるであろう。

Ⅴ. 追加的影響

新しい核使用指針は、合衆国が戦略戦力の柔軟性と抗堪性を維持し、核抑止、拡大抑止、安全保証及び防衛力を維持することを可能とするであろう。

抗堪性と柔軟性

新しい核使用指針は、DoDに対して、充分かつ多様な生き残り能力と、同盟国並びにパートナーを攻撃することの代償としてうける結果が、攻撃することによって得られる潜在的利益を著しく上回るであろうことを、いかなる潜在的敵国に対しても確信させる、信頼性ある能力をたえず提供するよう指示する。DoDはまた、抑止が破綻した場合に、大統領によって明言された目標を充足する広範囲なオプションを提供する柔軟性を保持しつづける。これら目標を支援する構想には以下が含まれる：

- 合衆国は、核の三本柱を維持することを再確認する。それは、戦略的安定性と作戦上の柔軟性を合理的なコストで維持することを可能にする。
- 地政学的もしくは技術的突発事態に応じて戦略運搬手段をアップロードする能力を保持する。
- 潜在的敵国に対する抑止力と、同盟国、パートナーへの保証を支援するために、重爆撃機と両用戦闘

機によって核兵器を前進配備する能力を保持する。
・非核攻撃計画を指示することによって、大統領により多くのオプションを提供する。

核抑止、拡大抑止、安全保証及び防衛

大統領の新しい核使用指針は、合衆国の核戦力（部隊）に、抑止が破綻した場合にもなお、信頼性をもって広範囲の核による威嚇を行う能力を提供しつつ、とりわけ以下の戦略的抑止と安定を維持する態勢及び計画を持つよう命じる：

*・核抑止と戦略的安定性：*指針は、合衆国はロシア及び中国との戦略的安定性を追求することを明らかにする。同時に、3本柱の維持と弾頭のアップロード能力は、将来いかなる危機的状況が生起しようとも、いかなる潜在的敵国も、合衆国、同盟国及びパートナーを攻撃することによって得られる利益が、我々の報復によって課せられるだろう代償を上回ると結論づけることは不可能になるであろう。

*・拡大抑止：*新指針は、潜在する地域的脅威に対応可能な広範囲な効果的オプションを合衆国は持つべきであるとしている。これらの準備は、合衆国もしくは同盟国及びパートナーへの攻撃によって想定される利益を上回る代償を我々の反撃がもたらすであろうとの確かなシグナルとなり、同盟国及びパートナーに強い安心を提供するものでなければならない。

*・合衆国の同盟国とパートナーに保証を与える：*地域の敵国に確かなシグナルを送ることに加え、新指針は、合衆国は重爆撃機と両用航空機によって核兵器を前進配備する能力を保持することを確認するとともに、強力な戦略的抑止を維持することを指示することによって、同盟国とパートナーに対して改めて安心を提供しなければならない。そうすることによって、新指針は同盟国とパートナーに対する拡大抑止における核兵器の役割と、地域的な抑止構造を強化するとの誓約を再確認する。同盟国とパートナーの安全保障と防衛には交渉の余地はない。合衆国は同盟国、パートナーと核戦略及び態勢に関して引き続き緊密に協議してゆくであろう。

通常または非核攻撃能力及びミサイル防衛への依存の拡大

DoDは、非核攻撃オプションによって達成されうる目標と効果を見積もるための熟慮された計画を策定し、これら目標と効果を獲得するための可能な方法を提案するであろう。これらは核兵器を代替するものではないが、非核攻撃オプションの計画策定は、核兵器の役割の縮小の中核をなす。

2010NPRが述べたとおり、核兵器は同盟国及びパートナーへの保証の中核的構成要素であるが、合衆国は、同時に地域安全保障構造を強化するために、通常戦力の前進配備と効果的な戦域弾道ミサイル防衛を含む非核要素への依存を深めてきた。合衆国の国家安全保障戦略における核兵器の役割が縮小されるに伴い、これら非核要素が抑止責任おいて果たす割合は拡大するであろう。（訳：ピースデポ）

※文書に日付はないが、大統領「核使用戦略」と同日に提出されたとみられる。

◆全訳は、ピースポHPに掲載。www.peacedepot.org/theme/nuke/engagement_report.pdf

イラン核問題

穏健派・新大統領選出で「対話」への道開けるか

6月15日に行われたイラン大統領選挙で、保守穏健派のロウハニ元最高安全保障委員会事務局長が有効投票の約51%にあたる1861万票を集めて勝利を収めた。ロウハニ師は、改革派のハタミ第二次政権下で2003年から05年まで核交渉責任者を務めたことがあるが、続くアフマディネジャド大統領期に比べて西側に融和的な態度を取っていたことで知られる。今後、「P5+1」（5核兵器国＋ドイツ）や国際原子力機関（IAEA）との対話が一定程度進捗するのではないかと期待される。

イラン核計画の現状

本誌418号（13年2月15日）でイラン問題を報告して以降の核計画の進展について、主にIAEA事務局長の報告書によりながら、簡単に整理しておく。12年11月16日の報告書（GOV/2012/55）、13年2月21日の報告書（GOV/2013/6）、同5月22日の報告書（GOV/2013/27）によれば、イランの濃縮ウラン備蓄量は次のように推移している。

・5%濃縮ウラン（6フッ化ウラン）
累積生産量：7611kg→8271kg→8960kg
現在の備蓄量：5303kg→5974kg→6357kg

・約20%濃縮ウラン（同上）
累積生産量：232.8kg→280kg→324kg
現在の備蓄量：134.9kg→167kg→182kg

核弾頭1発を製造するのに必要な濃縮度20%ウランは220～250kgとされ、この量はしばしばレッド・ライン（許容できない一線）と呼ばれる。上記の推移から、イランがレッド・ラインに到達しないように意図的に備蓄ペースを鈍化させているように思われる。

「P5+1」の譲歩も外交成果得られず

13年2月26日から27日にかけて、アルマトイ

（カザフスタン）において、「P5+1」とイランとの間で8か月ぶりとなる本格的な協議が持たれた。さらに、3月18日にはイスタンブール（トルコ）で事務レベル会合、4月5～6日には再びアルマトイで上級レベル協議が持たれた。

詳細は不明だが、2月の協議で「P5+1」側は、金取引、石油化学、小規模金融機関に関する制裁の緩和をイラン側に提示した模様だ[1]。3月会合では、イラン側が20%濃縮の半年間停止を検討する用意があることを伝えたとされる[2]。さらに4月協議では、「P5+1」の対イラン要求が昨年よりも軟化したように見える。従来は、いわゆる「stop, ship and shut」、すなわち、20%濃縮の停止（stop）、20%濃縮ウランの海外移送（ship）、中部フォルドウにある濃縮施設の閉鎖（shut）を対イラン要求の基本線としていた。しかし、4月協議では、20%濃縮停止を要求しつつも、テヘラン研究炉で使用するために20%濃縮ウランの一部保有を認めること、フォルドウ施設において（20%以下なら）濃縮を継続してもよいことなどの条件が提示されたと伝えられる[3]。

もっとも、6月のイラン大統領選を前に交渉が妥結することはなく、今後の協議に委ねられることとなった。

制裁の手を緩めない米議会

その一方で、米議会は上下院とも競うかのように対イラン制裁法案を次々と提出している。上院では、ある外国金融機関が当該国以外の通貨による取引をイラン中央銀行やイラン国営石油会社など指定の団体と行った場合（たとえば、中国の金融機関がこれらの団体とユーロ建ての取引を行う場合）に、その金融機関の米市場へのアクセスを禁じる「2013年イラン制裁迂回防止法案」（Iran Sanctions Loophole Elimination Bill、S.892）が5月8日に提出され、現在審議中である。これは、イラン政府が主にユーロ建てで外国金融機関に貯蓄している外貨準備金の凍結を狙ったものだ。また、イラン政府あるいはそれが保有・管理する団体から商品やサービスを購入した者に対する制裁を加える「イラン輸出禁止法案」（Iran Export Embargo Bill、S.1001）が5月21日に提出され、こちらも審議中である。他方、下院外務委員会は「イラン核武装防止法案」（Nuclear Iran Prevention Bill、H.R.850）を5月22日に可決した。同法案は、イランの人権侵害者に対する金融制裁、イランからの石油輸出を世界全体で1日当たり平均100万バレル以上削減することなどを定めている。多くの議員らは、ロウハニ大統領誕生の報を受けても、これまでの強硬策を変える方針にはないように見える[4]。

米議会の立法による対イラン制裁には、①制裁の強弱に関して行政（オバマ政権）にあまり大きな裁量を与えていない、②核・ミサイル開発の防止だけではなく、イラン国内の人権状況改善、テロ防止など、複数の目的を掲げており、対イラン核外交の進展が制裁緩和の十分条件とならない、といった側面がある。したがって、オバマ政権が制裁緩和を望んだとしても、それが容易にはできない法構造上の側面があることは指摘しておかねばならない。

だからといって、今後も制裁措置を積み重ねればよいかといえば、そうではない。米国が主導し欧州などが同調する対イラン制裁は、制裁の目的や対象となる行為の範囲を広げるばかりで、イランから具体的にどのような行為が引き出された際に制裁が緩和されることになるのかをほとんど示していない[5]。イランに対する強硬な世論の歓心を買うことはできても、現実にイランにウラン濃縮を放棄させる効果には乏しいのである。

外交交渉前進のチャンス

「イランの核問題に関しては最高指導者であるハメネイ師が決定権を握っているので、誰が大統領になっても、大きな変化はない（核外交は大きく動かない）」としばしば言われる。ハメネイ師の核問題にとどまらない絶対的権力については疑う余地はない。問題は、西側との関係改善を訴えたロウハニ師が決選投票に至ることもなく当選した事実とその背後にある民意を、ハメネイ師がどのように受け止めているかという点だろう。上記のように「P5+1」側にも態度軟化の兆しがみられる。米国、イランともに外交にじっくりと取り組める環境が整った今こそ、米議会の近視眼的な強硬論を抑えて、交渉をまとめる好機の時ではないだろうか。（山口響）Ⓜ

注

1 「アルモニター」13年2月26日。http://backchannel.al-monitor.com/index.php/2013/02/4568/source-new-p51-proposal-offers-iran-gold-petrochemical-sanctions-relief/

2 「アルモニター」、13年3月26日。http://backchannel.al-monitor.com/index.php/2013/03/4872/most-substantive-talks-with-iran-in-istanbul-but-narrow-area-of-agreement/

3 「P5+1提案、イランの透明性を求める」『アームズ・コントロール・トゥデイ』（電子版、13年5月号）。www.armscontrol.org/act/2013_05/P5%201-Package%20Seeks-Transparency-in-Iran

4 「アルモニター」、13年6月18日。www.al-monitor.com/pulse/originals/2013/06/congress-iran-election-rouhani-skeptical-sanctions.html

5 制裁に関するこのような問題点の整理として、アリ・バエズ「イランの核計画と制裁包囲網」『アームズ・コントロール・トゥデイ』（電子版、13年5月号）がある。www.armscontrol.org/act/2013_05/Irans_Nuclear_Program_and_the_Sanctions_Siege

武器貿易条約(ATT)

国連総会で採択、署名進む
―実効性には多くの課題

2013年4月2日、国連総会において武器貿易条約(ATT、Arms Trade Treaty)が採択された(**9ページに抜粋訳**)。通常兵器の国際貿易の規制のための基準を確立し、不法な国際貿易等を防止・根絶するための条約である。戦車、航空機、小型武器・兵器等8類型の物品(第2条)の移転が、安保理による武器禁輸措置を含む国際取極めに違反する可能性がある場合には、これを許可してはならない(第6条)とされる。

総会の投票結果は、賛成156、反対3(イラン、北朝鮮、シリア)、棄権22か国(ロシア、中国、インド等)であった。6月3日には署名開放され、すでに79か国が署名を行い、2か国が批准済みである(7月11日現在)。条約は50か国目が批准してから90日後に発効する(第22条)。

ATTプロセスと国連総会での採択

ATTのための努力は1990年代後半、ノーベル平和賞受賞者やNGOらが、通常兵器の移転を規制するための条約を求めたことから始まった。03年には、NGOのキャンペーン「コントロール・アームズ」[1]が発足した。

国連におけるATTプロセスは06年に開始され、12年7月にコンセンサス(全会一致)ルールによるATT国連会議が開催された[2]。しかし最大の武器輸出国である米国と、中東諸国をはじめとする輸入国の間での認識の隔たりが大きく、交渉は決裂に終わった。

その後、13年3月18日から28日にかけて、最終国連会議が開催された。同会議に提出された草案は、米国の意向が大きく反映されたものであり、輸出国側の裁量が大きいものとなっていたため、参加国間の溝は埋まらず、同会議でもコンセンサスは達成できなかった。

このような状況の中、早期成立・発効が優先されるべきだと判断した原提案国(英国、アルゼンチン、豪、ケニア、コスタリカ、日本、フィンランド)等によって、国連総会に提案された3月28日の最終案と同じ文案が多数決で採択されたのである。反対票を投じたイラン、北朝鮮、シリアのみならず、コンセンサスに失敗した草案を多数決に持ち込むという手法に不満を持った国は少なくない。例えば、最終的に棄権に回った中国は、「このような手法は、多国間交渉の原則に否定的な影響を与えかねない」とし、コンセンサスを追求することの重要性を訴えた[3]。また真の意味で武器貿易を取り締まる実効性に乏しい条約を成立させることは、むしろ武器輸出先進国の防衛産業の活動に「お墨付き」を与えることになる、という懸念が根強いことも事実である。

課題 ―抜け穴を塞ぎ、実効性をもたせる

交渉過程で輸入国やNGOの批判を招いたのが、米国の主張で第7条3項に書き込まれた「圧倒的なリスク(overriding risk)」という言葉である。第7条は、第6条により禁止されない輸出行為についても、輸出がもたらしうる潜在的リスクを評価し、リスク軽減措置を検討することを輸出国に義務づけるとともに、軽減できないような「圧倒的なリスク」が存在する場合には、輸入を許可してはならないと定めている。どのような武器移転が「圧倒的なリスク」となるかの規準は明記されておらず、輸出国の裁量と恣意が入り込むことを許し、禁止の「抜け穴」になりうることは、3月の最終会議でも問題とされた。

この他にも大きな問題が残されているが、ATT推進国の多くはひとまず成立を目指し、その上で実効性をもたせてゆく努力をするべきとの大局的な判断から総会採決に臨んだのであった。ATTを推進してきたNGOの多くも、現状の条約が不完全であることを認識したうえで、今後、実効性をいかに持たせていくかに力点を移している。

ATTは、これまで世界的な規制の枠組みが存在しなかった武器国際貿易に対し、初めて国際的なルールを設けたということに意義がある。しかし、条約には不十分なところ、定義のあいまいさや、前記第7条に見られるような「抜け道」が残っている。また、最大の輸出国・米国の署名及び議会での批准承認は困難が予想される上、第2の輸出国であり棄権票を投じたロシアによる署名の見通しは立っていない。ATTの実効性を確保、強化してゆくためには、発効1年後に第1回が開催される「加盟国会議」やそのマージンにおけ

るNGO会議等をとおした、条文の見直しを含む再検討プロセスが極めて重要になるであろう。

（塚田晋一郎）Ⓜ

注
1　http://controlarms.org/en/
2　本誌第410号（12年10月15日）に、オックスファム・ジャパン　ポリシー・オフィサーの夏木碧氏の会議参加報告。
3　国連総会会議概要（03年4月2日、GA11354）。

【資料】武器貿易条約（抜粋訳）
2013年4月2日、第67回国連総会で採択（A/67/L.58）。

（略）

第1条　目標及び目的

本条約は、
—通常兵器の国際貿易の規制または規制の改善のための、共通の国際基準を確立し、
—通常兵器の不法な国際貿易を防止し、根絶し、不正転売（横流し）を防止することを目標とし、
—国際及び地域の平和、安全保障、安定に貢献し、
—人的被害を減少させ、
—通常兵器の国際貿易における、加盟国による協力、透明性の向上、責任ある行動を促進することによって、加盟国間の信頼を醸成することを目的とする。

第2条　対象範囲

1. 本条約は、以下の類型の通常兵器のすべてに適用される：
   (a)戦車
   (b)装甲戦闘車両
   (c)大口径火砲システム
   (d)戦闘用航空機
   (e)攻撃用ヘリコプター
   (f)軍用艦艇
   (g)ミサイル及びミサイル発射装置
   (h)小型武器及び軽兵器
2. 本条約の目的のために、輸出、輸入、輸送、通過・積み替え、仲介取引を含む国際貿易活動を、以下、「移転」と呼ぶ。
3. 本条約は、通常兵器の所有権が当該加盟国に留まる限りにおいては、加盟国の使用を目的として、加盟国によって、もしくは加盟国を代理して行われる通常兵器の国際的な移転には適用されない。

第3条　銃砲弾・弾薬

加盟国は、第2条1に規定された通常兵器により発射または運搬される銃砲弾・弾薬の輸出制限のための、国家的管理システムを確立・維持し、またこれら銃砲弾・弾薬の輸出の許可に先だって、第6条及び第7条の規定を適用する。

第4条　部品及び構成品

加盟国は、移転の態様が第2条1に規定された通常兵器の組立て能力の提供を含む場合には、部品及び構成品の輸出制限のための、国家的管理システムを確立し維持する義務を負う。さらにこれらの部品及び構成品の輸出の許可に先だって、第6条及び第7条の規定を適用する義務を負う。

第5条　全般的履行

1. 加盟国は、首尾一貫し、客観的で、非差別的な方法によって、本条約が言及する諸原則に留意して、本条約を履行しなければならない。
2. 加盟国は、本条約の規定を履行するために、管理リストを含む国家的管理システムを創設し維持する義務を負う。
3. ～6.（略）

第6条　禁止事項

1. 加盟国は、第2条1に規定された通常兵器または第3条もしくは第4条に規定された物品の移転が、国連憲章第Ⅶ章の下で行動する国際連合安全保障理事会によって採択された諸措置、とりわけ武器禁輸措置に違反する可能性がある場合には、いかなる場合にもこれを許可してはならない。
2. 加盟国は、第2条1に規定された通常兵器または第3条もしくは第4条に規定された物品の移転が、自国が加盟する国際取極めにおける国際的義務に違反する可能性がある場合には、いかなる場合にもこれを許可してはならない。
3. 加盟国は、第2条1に規定された通常兵器または第3条もしくは第4条に規定された物品の移転を許可する時点において、移転される武器及び物品が、ジェノサイド、人道に対する罪、1949年ジュネーブ条約の重大な違反、民間目標またはそれによって守られた民間人に対する攻撃、もしくは自らが加入する国際取極めによって定義された戦争犯罪に使用される可能性があることを認識している場合には、いかなる場合にもこれを許可してはならない。

第7条　輸出及び輸出事前評価

1. 加盟国は、その輸出が第6条の規定により禁止されていない場合には、第2条1に規定された通常兵器または第3条もしくは第4条に規定された物品の移転を許可するに先だって、自らの法管轄の下で、国家的管理システムに従い、客観的かつ非差別的な方法で、第8条(1)に従って輸入国により提供された情報を含む関連要素を考慮し、通常兵器又は物品がもたらしうる以下の潜在的影響に関する評価を行わなければならない：
   (a)平和と安全に貢献するか、もしくは阻害するか；
   (b)以下の目的で使用されうるか；
   （ⅰ）国際人道法の重大な違反を犯す、又は助長すること；
   （ⅱ）国際人権法の重大な違反を犯す、又は助長すること；
   （ⅲ）輸出国が自ら加入する、テロリズムに関連する国際諸条約又は議定書の規定に対する違反を構成する行為を犯す、又は助長すること；
   （ⅳ）輸出国が自ら加入する、国際的な組織犯罪に関連する国際条約又は議定書の規定に対する違反を構成する行為を犯す、又は助長すること。
2. 輸出加盟国は、前項(a)もしくは(b)に規定されたリスクを軽減するための措置として、例えば、輸入国の間の信頼醸成措置もしくは両者が共同で策定し合意された計画で定められた措置を取り得るか否かをも、検討しなければならない。
3. 上記の評価及び講じうるリスク軽減措置に関する検討が行われた後にあって、第1項に示された否定的結果に関して、軽減しえない圧倒的なリスクがあると輸出加盟国が判断した場合には、輸出加盟国は、当該輸出を許可してはならない。
4. ～7.（略）

（以下略）
第8条 輸入／第9条 通過・積み替え／第10条 仲介取引／第11条 不正転売（横流し）／第12条 記録の保持／第13条 報告／第14条 施行／第15条 国際的協力／第16条 国際的援助／第17条 加盟国会議／第18条 事務局／第19条 紛争解決／第20条 改正／第21条 署名、批准、受理、承認、加入／第22条 発効／第23条 暫定申請／第24条 期間及び脱退／第25条　留保／第26条 他の国際取極めとの関係／第27条 寄託／第28条 正文

（訳：ピースデポ）

日　誌

2013.6.6～7.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

ARF＝ASEAN地域フォーラム／ASEAN＝東南アジア諸国連合／GBI＝地上配備迎撃ミサイル／IAEA＝国際原子力機関／NATO＝北大西洋条約機構／START ＝戦略兵器削減条約

パンフレット

オスプレイ配備と低空飛行訓練を止めさせるために

＜オスプレイ配備に伴う米軍機低空飛行訓練に関する全国自治体アンケート＞から読み解く

発行：フォーラム平和・人権・環境／調査と分析：ピースデポ

●頒価 300円(送料別)

ピースデポ事務所で扱っています。

●6月9日　イラン、中部アラクに建設中の重水炉に原子炉容器を設置したと発表。
●6月14日　イラン大統領選、保守穏健派のロウハニ氏が当選。(本号参照)
●6月16日　北朝鮮国防委員会報道官、談話で朝鮮半島の緊張緩和に関する高官会談を米国に提案。
●6月17日付　米国、パトリオットミサイルなどと300人の海兵隊をヨルダン北部のシリア国境地帯に配備。
●6月19日　北朝鮮の金桂冠第１外務次官、中朝次官級対話で、同国の核問題を6か国協議再開など平和的に解決する意思を表明。
●6月19日　韓国防衛事業庁、ドイツ製長距離空対地ミサイルの導入決定をと発表。
●6月19日　日米韓の特別代表、ワシントンで共同声明。朝鮮半島の段階的な核兵器廃絶を要求。
●6月19日　オバマ米大統領、ベルリンで演説。米ロの配備戦略核弾数を、新STARTの上限からさらに1/3削減を目指すと表明。(本号参照)
●6月20日　ルドリアン仏国防相、米国の新方針に同調して核兵器を削減することはないと表明。
●6月21日　北朝鮮の申善虎国連大使、国連本部での記者会見で国連制裁の解除を要求。
●6月22日　ラブロフ・ロ外外相、新STARTを超える削減措置は、他の保有国も加わって協議されるべきだと表明。
●6月27日　米財務省、北朝鮮の核・ミサイル開発に関与したとして、銀行、企業、個人を含む新たな制裁対象を指定したと発表。
●6月28日　ASEAN、ブルネイで東南アジア非核兵器地帯条約に関する委員会を開催。5核兵器国とも出席を拒否。
●6月28日　韓中首脳会談、北の核保有はいかなる状況でも容認せずとの認識で一致。
●7月1日　中国人民解放軍香港駐留部隊、昂船洲海軍基地で新世代型軽ミサイル護衛艦の就役式を行う。
●7月2日　ARF外相会議（ブルネイ）議長声明、6か国協議合意の順守と朝鮮半島の非核化への支持を表明。
●7月4日　ラスムセンNATO事務総長、ロシアが戦術核を削減しない限り、NATOが一方的に削減することはないとの方針を再強調。
●7月4日　韓豪外相・国防相による「2プラス2」会談がソウルで初めて開催。次回は15年にオーストラリアで予定。
●7月5日　米軍、GBIによる長距離弾道ミサイル迎撃テストに失敗。08年以来成功なし。

沖縄

●6月9日付　北沢元防衛相、辺野古移設計画について埋め立て案に固執しないとの認識示す。米戦略の変化指摘。(琉球新報)
●6月12日　嘉手納基地所属F15・2機、同基地に緊急着陸。5月の墜落事故後6度目。
●6月13日　日米合同委、西普天間住宅地区の年内返還承認。予定を半年前倒し。
●6月15日　米上院軍事委、グアム移転関連予算凍結を継続。
●6月15日　県地域安全政策課、普天間移設先に全国35候補地。米幹部へ書簡送付。
●6月18日付　沖縄戦体験者の4割、深刻なトラウマ抱える。民間調査で判明。
●6月20日　自民党、参院選公約に普天間飛行場「辺野古移設」を明記。
●6月21日　オスプレイ排熱が火災誘発。米チェリーポイント海兵隊航空基地。
●6月21日　F22・12機、嘉手納配備延長。「暫定」配備として、今年1月に飛来。
●6月22日　北谷町・米軍キャンプ桑江跡地で油による土壌汚染確認。鉛も調査へ。
●6月23日　戦後68年目の「慰霊の日」。沖縄全戦没者追悼式に外相・防衛相が初出席。
●6月24日　伊江島補助飛行場近隣住民、防衛局に補償要求へ。オスプレイ訓練により騒音・粉塵被害。提供区域外のため補償対象外。
●6月29日　県、辺野古埋め立て申請書の告示・縦覧を開始。県ホームページでも公開。
●6月28日付　沖縄防衛局が基地審議の総会出席で漁協組合員に日当を支給したことが判明。
●7月1日　防衛省、オスプレイ追加配備12機を7月28日～31日に岩国に搬入すると正式発表。普天間へは8月上旬に移動予定。
●7月1日　嘉手納F15・2機緊急着陸。5月末の墜落事故以来33日間で17回。
●7月3日　沖縄防衛局、東村・高江のヘリパッド建設工事を再開。
●7月4日　参院選告示。安倍首相、自民県連の普天間移設「県外」の独自公約認めず。
●7月5日　維新の会・橋本代表来県。遊説で米占領下で設置された慰安所に言及し、沖縄女性「頑張った」「感謝の念」などと発言。

【お知らせ】広島・長崎講演日程

ー被爆68周年原水爆禁止世界大会ー

＜広島＞8月5日（日）9:30-12:30
ワークピア広島3F　楓
「アメリカの核戦略と東北アジアの非核化」
湯浅一郎（ピースデポ代表）

＜長崎＞8月8日(水) 9:30-12:30
長崎県教育文化会館2F　大会議室
「東北アジアの非核化と日本の安全保障政策」
塚田晋一郎（ピースデポ事務局長代行）

今号の略語

ATT=武器貿易条約
CTBT=包括的核実験禁止条約
IAEA=国際原子力機関
NPR=核態勢見直し
START=戦略兵器削減条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場
アボリション・ジャパンML に参加を　abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp にメールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのML に移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版（郵送）か電子版（メール配信）のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。（会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わ下さい。）

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>
塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号（6 桁）：会員の方に付いています。●「（定）」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器 核実験 モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア（ピースデポ）、田巻一彦（ピースデポ）、塚田晋一郎（ピースデポ）、湯浅一郎（ピースデポ）、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、山口響、梅林宏道